

本稿では、中国古代の皇帝制度の形成という問題について、主に地理的・空間的な支配・把握の様相と、その変遷も含めて、皇帝と一般民との接点となる政策から、皇帝支配の正当性についての問題とその質的な転換を探ることを試みた。

第1章「皇帝権力の戸口把握—逃亡規定からみた」では、出土資料である張家山漢簡や睡虎地秦簡などに含まれる法律文書を用いて、一般民の「亡」に対する国家の対応について、郡県（直轄地）内の郷里間の移動に収まる場合は比較的寛容な姿勢をとっていた点、また諸侯国（外国）への逃亡（人口流出）などに対しては厳罰に処していた点が明らかになった。前者の寛容は、郷里社会の秩序を維持する機能をもち、後者の厳罰は郷里社会の秩序を庇護するものである。これらの規定は、郷里社会からその正当性を承認された存在として国家統治が認識されていたことを示す一つの素材となる。

第2章「前漢代における「首都圏」の形成」では、前漢前半期において専制権力の中心となる「首都圏」の形成過程について検討した。統一秦においては、全国一律に郡県制統治を実行したが、前漢初期においては、首都長安を中心として、その周縁に郡県を配置し、その外縁に「五關」を設置した「首都圏」を形成した。そして、さらにその外縁へ郡県を設置し、その外縁に配置された諸侯国からの二重・三重の防衛ラインを構築した。

第3章「前漢代における「首都圏」の展開」では、その「首都圏」の変遷と郡県制の全国展開について考察した。前漢中期では、三輔制が堅持されていたが、その一方で郡国廟の設置などにより、全国的な均質化も企図されはじめ、前漢後期においては皇帝を頂点とした統一国家の統治制度の確立と、全国的な均質化の確保が実施されることによって、統一秦において推し進められた「天下」の「統一」政策がようやく結実し、以降二千年にわたる制度的な祖形として成立することになった。

第4章「瑞祥からみた漢代の皇帝権力」では、宣帝期にその「出現」回数において特筆される瑞祥に注目し、瑞祥にともなう賜爵や賜与・賑恤の政策を富の再分配（「贈与」）と位置づけた。この政策は、儒家思想に基盤をおくものであり、それは皇帝個人の人格を超越し、より普遍化された制度としての皇帝支配体制の構築を志向するものであった。こうした儒家思想の方向性は宣帝期には決定的となり、次代の元帝以降の礼制・廟制の整備や陵邑の廃止などの動向へと展開していった。

第5章「賜与・賑恤政策からみた漢代の皇帝権力」では、増淵龍夫氏が指摘した山林藪沢による富の集積が戦国時代の専制権力の基盤となるとの議論を継承し、それら君主の政策としてみられた家産となった富を、君主が民に賜与・賑恤といった形で再分配する（贈与する）といった行為が、専制権力に郷里社会から正当性を獲る一因となるとの理解を提起した。その贈与は、前漢後半期においても、豪族の台頭による郷里社会での貧富両極への分解と、そこで経済単位として析出せざるをえなくなった単婚小家族が、不作や災害によって再生産を果たしえない状況に陥ることが多くなるという変化に対応して、皇帝家産（帝室財政）の民への賜与・賑恤となってあらわれることになる。さらに当該時期での国家財政と帝室財政が一体化していくことは、皇帝の人格的（家産的）な支配から制度的な支配への変質ともかかわるものと解釈した。

以上の5章の構成で成り立つ本稿において、中国の統一国家形成期における専制権力とその正当性とその歴史的な意味について、以下のような結論を導き出した。

秦の天下統一と「始皇帝」の時代は、始皇帝という強力な人格に頼った支配であった。そのことは彼の死後に、彼が全国一律に実施した郡県制的支配が崩壊したことから裏付けられる。前漢時代の劉邦は、「首都圏」を設定して、そこを根拠地とせざるを得なかった。一般民からの正当性を全国的な規模において獲得できる段階ではなかったのである。

武帝期に完成した全国一元的な郡県制支配は、始皇帝と同様に、武帝という強力な人格があっただけで実現したものであった。しかし武帝の死後、富の再分配システムは皇帝の個人的な人格から脱却して制度として継続されることになる。その制度化こそが、その後の歴代中国王朝における皇帝支配の正当性への根拠となるに至った。